入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和5年11月27日

> 支出負担行為担当官 参議院庶務部会計課長 折茂 建

1 業務概要

- (1) 業務名本館議員会館連絡通路昇降機改修計画検討業務
- (2) 対象施設場所 東京都千代田区永田町1-7-1 渡り廊下ほか
- (3) 業務内容 本館と議員会館とを結ぶ連絡通路のエレベーター改修工事において、エレベーター改修等の設計上及び施工上の問題点等の整理を行う。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月29日まで。
- (5) 本業務は、建築設計等委託業務成績評定の対象業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参議院の令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格認定において「建設コンサルタント」について認定されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成20年4月1日以降に元請として完了したエレベーターを有する建物の新築若しく は増築(ただし、増築部にエレベーターを有すること)の設計業務又はエレベーター 改修を含む設計業務の実績を有する者を、本業務の管理技術者として配置できること。 なお、配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。
- (5) 競争参加資格確認申請書(添付資料を含む。以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、「参議院所管の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等取扱いについて」(平成15年4月4日議長決定)に基づく指名停止を受けていないこと(業務の一部を再委託する場合の再委託先(協力事務所)も含む。)。
- (6) 支出負担行為担当官が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(詳細は入札説明書による。)

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係 電話03-3581-3111 (内線74502) (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

交付期間: 令和5年11月27日から令和5年12月11日まで。

交付時間 : 午前10時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日を除く)。

交付場所 : (1)に同じ。

なお、郵送による交付も対応するが、希望する者は必ず事前に連絡を

した上で返信用封筒(レターパック等)を送付すること。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 令和5年11月27日から令和5年12月11日まで。

受付時間 : 午前10時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日を除く)。

提出場所 : (1)に同じ。

提出方法 : 電子調達システム、持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(郵送の場合は、期限までに必着のこと。)

(4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 令和5年12月19日から令和5年12月26日まで。

受付時間: 午前10時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日を除く)。

提出場所 : (1)に同じ。

提出方法 : 電子調達システム、持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(郵送の場合は、期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

日 時: 令和5年12月27日(水)午前11時

場 所: 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院第二別館東棟 2 階 営繕課·電気施設課会議室

(6) (3)から(5)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

4 電子調達システムの利用

本業務は「電子調達システム」を利用し、競争参加資格確認資料等の提出及び入札を実施するものとする。ただし、紙による申請及び提出も可とする。

政府電子調達システム (GEPS) https://www.geps.go.jp/

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定の技術者の確認 落札者決定後、配置予定の技術者を配置しない事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2(2)に掲げる一般競争参加資格の 認定を受けていない者も3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。